

所得の低い方は居住費・食費負担が軽減されます。

(負担限度額認定申請)

介護保険施設等や短期入所サービス（ショートステイ）をご利用になる場合、居住費及び食費については原則として自己負担ですが、所得の低い方及び資産要件を満たす方は、居住費及び食費について保険給付の対象となり、申請により、居住費（短期入所の場合は「滞在費」）及び食費負担が軽減されます。

1 軽減対象サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設

2 自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担上限）

対象者の区分（利用者負担段階）		〔日額〕		
		居住費	食費	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で、老齢福祉年金受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・生活保護受給者等 	かつ、 預貯金等※2が単身で1,000万円 （夫婦で2,000万円）以下	ユニット型個室 820円	300円
			ユニット型準個室 490円	
			従来型個室 320円 (490円)	
			多床室 0円	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額※1の合計額が年額80万円以下の方等 	かつ、 預貯金等※2が単身で1,000万円 （夫婦で2,000万円）以下	ユニット型個室 820円	390円
			ユニット型準個室 490円	
			従来型個室 420円 (490円)	
			多床室 370円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方等 	かつ、 預貯金等※2が単身で1,000万円 （夫婦で2,000万円）以下	ユニット型個室 1,310円	650円
			ユニット型準個室 1,310円	
			従来型個室 820円 (1,310円)	
			多床室 370円	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の第1段階から第3段階以外の方 		負担限度額なし ※ 利用者の負担となる居住費及び食費の額は各施設等との契約により決まります。具体的な金額は各施設等にご相談ください。	

【注意事項】

- () 内の金額は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の従来型個室を利用する場合の額です。

※1 〈非課税年金に含まれるもの〉

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害基礎年金等）のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

〈非課税年金に含まれないもの〉

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

居住費・食費の負担軽減 対象者の判定の流れ

市民税「非課税」世帯
(別世帯の配偶者を含む)

預貯金等※2が、1,000万円以下
(夫婦で2,000万円以下)

添付書類とともに申請

軽減された「認定証」を交付

※2 預貯金等に含まれるもの(例)	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期・貯蓄等) ※複数ある場合は全ての合計額。 ※配偶者がいる場合は夫婦合計額。	金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分 (表紙又は見開き)、最終記帳ページ(2か月以内に記帳 したもの)及び定期・貯蓄預貯金等のページ
現金(タンス預金)	自己申告
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行等の口座残高の写し等
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高 によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
負債(借入金、住宅ローン等)	残高証明書等 ※預貯金等から差し引いて計算します。

〈預貯金等に含まれないもの(例)〉・・・生命保険、自動車、腕時計、絵画、骨董品、家財、宝石等の貴金属等

課税世帯における特例減額措置(居住費・食費)

世帯全員が市町村民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所した場合で残された配偶者等の収入が一定額以下となる場合等には、居住費及び食費の負担が第3段階に引き下げられます。

〈対象者〉市町村民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

- ① その属する世帯の世帯員の数が2以上であること
- ② 介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
- ③ 世帯の年間収入から施設に支払う利用者負担(施設サービス費用1・2割分、居住費、食費の年額合計)の見込額を除いた額が80万円以下となること
- ④ 世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤ 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※ 上記の世帯には、別世帯となっている配偶者も含まれます。

《負担限度額認定申請 記入・添付書類チェックリスト》

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
1	配偶者の有無に○はついてますか？	6	預貯金等の申告(夫婦合計)にチェックはありますか？
2	(配偶者が「有」の場合) 配偶者に関する事項の欄がもれなく記入されていますか？	7	預貯金額、有価証券、その他の欄に金額が記入されていますか？
3	(遺族年金・障害年金を受給している場合) 受給中の年金にもれなく○はついてますか？	8	申請書裏面の同意書に、記入・押印されていますか？
4	(遺族年金・障害年金に○がついてる場合) 年金保険者にもれなく○はついてますか？	9	(被保険者本人以外が提出する場合) 提出代行者の欄はもれなく記入されていますか？
5	収入等に関する申告(その他事由含む)の欄の該当箇所にチェックはありますか？	10	添付書類のもれはありませんか？(本人、配偶者の預貯金等の通帳等の写し【表紙又は見開き、最終記帳ページ(2か月以内に記帳)、定期・貯蓄等】) ※境界層該当、特例減額措置の方は証明書類が必要

上記項目に不足があると受付できない場合があります。記入もれ、書類の添付もれを必ず確認して下さい。

【裏面】